

「新型インフルエンザ」に関する海外旅行保険等の 保険金のお支払いについて

「新型インフルエンザ(インフルエンザA(H1N1))」に関する海外旅行保険等の保険金のお支払いについて以下の通りお知らせ致します。

1. 海外旅行保険、ファミリー海外旅行保険、学校旅行総合保険

保険金の種類	保険金のお支払い
疾病死亡保険金 治療・救援費用保険金 疾病治療費用保険金 救援者費用等保険金	お支払いの対象になります。
旅行変更費用保険金	「新型インフルエンザ」により被保険者、同行者またはご親族の方が次の(1)～(3)のいずれかに該当し、出国を中止または途中で帰国された場合はお支払いの対象になります。(1) 「新型インフルエンザ」に関して、(1)～(3)以外の事由の場合はお支払いの対象になりません。(2) (1)お亡くなりになった場合または危篤になった場合 (2)所定の期間の入院をされた場合 (3)政府(外務省)より渡航先に対する退避勧告(「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」)が発出された場合。

- (1) ご契約前に下記に該当している場合は保険金のお支払い対象になりません。
上記(1)(2)の原因となる「新型インフルエンザ」を発病していた場合
渡航先が(3)に該当していた場合(2009年4月28日時点で外務省より一部の地域に退避勧告が発出されています。)
- (2) 今後、出入国規制または隔離が発せられ、それにもとづき出国を中止または途中で帰国された場合は保険金のお支払い対象になります。

2. 医療保険、所得補償保険など(3)

保険金のお支払い対象になります。

- (3) メディカルS、(積立)医療保険プラン、所得補償保険、医療費用保険、団体医療保険、団体長期障害所得補償保険などをいいます。

3 . 傷害保険

保険金のお支払い対象になりません。(4)

- (4) 特定感染症危険担保特約は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症、二類感染症、三類感染症による入通院等に対して保険金をお支払いする特約ですが、「新型インフルエンザ」はこれらに該当しませんので、保険金のお支払い対象にはなりません。(2009 年 5 月 8 日現在の取扱いであり、今後変更となる場合があります。)

4 . 店舗休業保険、ビジネス総合保険など (5)

保険金のお支払い対象になりません。(6)

- (5) 店舗休業保険(総合補償特約付)、ビジネス総合保険、テナント総合保険、企業費用・利益総合保険などの休業損失を補償する商品を行います。
- (6) 食中毒・特定感染症利益担保特約は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症、二類感染症、三類感染症の発生等による休業損失に対して保険金をお支払いする特約ですが、「新型インフルエンザ」はこれらに該当しませんので、保険金のお支払い対象にはなりません。(2009 年 5 月 8 日現在の取扱いであり、今後変更となる場合があります。)

以 上